

冬季巡回型めむろ☆未来ミーティング対応書

(今後の対応が必要な事項 ・ 次回までに検討が必要な事項)

↑該当する項目に○を付けてください

トーク開催日	令和6年1月10日(水)
トーク会場	北伏古コミュニティセンター
対応が必要な事項	グループホーム利用に伴う補助について
担当部署	高齢者支援課
対応方針 *該当項目を残し、他は取り消し線をかけてください。	1 即対応する(した) 2 中長期的に検討する ③ 対応できない
対応内容	<p>【質問・意見内容】</p> <p>家族がりらくでお世話になっているが、医療法人とグループホームがあり、医療法人でお世話になる場合は年金で払える金額だが、グループホームの場合は高額になる。今後子ども達に面倒見てもらうことになった場合、次の世代の負担が増えてしまう。無料にしてほしいとは言わないが、補助や何かで少しでも圧縮できるようにならないか。</p> <p>【対応内容】</p> <p>介護保険制度では認知症対応型共同生活介護サービスを利用する方(グループホームに入居する方)への利用者負担軽減制度は定められておりませんが、介護保険施設に入所する方または短期入所を利用する方で、所得や資産等が一定以下の方に対して負担限度額を超えた居住費と食費の負担額を助成(補足給付)する制度があります。</p> <p>補足給付を受けるためには、幾つかの要件を満たす必要がありますので、詳細等について下記の担当までお問い合わせ願います。</p> <p>担当 高齢者支援課介護保険係 62-9724 (課直通)</p>